

答申第 540 号

平成 22 年 9 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 11 月 9 日付けで諮問された県道整備事業に係る文書不存在的の  
件（その 1）（諮問第 593 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、再度、請求対象文書の特特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきである。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年7月10日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、昭和37年12月に県が買収した、特定地番の土地（以下「本件土地」という。）の位置に係る文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成21年7月24日付けで、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成21年8月3日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求対象文書が存在しないとの決定を行ったが、土地売買をしているにもかかわらず、買収した土地の位置を示す文書が存在しないことはあり得ない。
- (2) 実施機関は、本件土地の位置を特定する文書は存在しないと説明しているが、不服申立人は、本件請求対象文書について、本件土地の位置を特定する文書とは限定していない。不服申立人としては、本件土地に係る分筆図（以下「本件分筆図」という。）及び本件分筆図に基づいた公図（以下「本件公図」という。）が、本件請求対象文書に該当すると考える。

## 4 実施機関（土木事務所）の説明要旨

不服申立人が、本件土地の位置を特定する文書を請求する趣旨であると主張したか否かは不明確である。

しかし、実施機関としては、県が買収した土地の位置といった場合には、周囲の土地の中で、対象となる土地の位置が分かることが必要と考えた。

本件土地に係る丈量図（以下「本件丈量図」という。）及び本件分筆図では、周囲の土地との位置関係が分からず、本件公図は本件土地の位置の概略を示したものにすぎないことから、これらの文書は本件請求対象文書に該当しないと判断した。

## 5 審査会の判断理由

### （1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### （2）本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、本件請求対象文書について本件土地の位置を特定する文書とは限定しておらず、本件分筆図及び本件公図が該当すると主張している。

一方、実施機関は、県の買収した土地の位置といった場合には、周囲の土地の中で、対象となる土地の位置が分かることが必要と考え、本件丈量図、本件分筆図及び本件公図は本件請求対象文書に該当しないと判断したと説明している。

以上のように、本件処分においては、不服申立人と実施機関との間で、公開請求における請求対象文書の範囲について食い違いが認められる。

イ 公開請求における請求対象文書の特定に当たっては、原則として、行政文書公開請求書に記載された内容から、実施機関が請求対象文書に該当するか否かについて判断することとなる。

しかし、どのような行政文書が存在するかについて、請求者は必ずしも了知しているとは限らないことから、実施機関は公開請求の趣旨を十

分に踏まえた上で、請求対象文書の特定を行うことが求められているものと解される。

ウ 本件処分において、実施機関は、本件請求の趣旨を「県の買収した土地の位置を特定する文書」と限定的に解し、本件請求対象文書は存在しないと判断している。

しかし、本件請求に際し実施機関は、不服申立人に対し、本件土地の位置の概略を示す文書で足りるか否か確認の上、請求対象文書の特定を行うことも可能であったと考えられる。

エ このことからすると、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえた上で、請求対象文書の特定が行われたものとは認め難いことから、当審査会としては、実施機関は再度、請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 11 月 9 日	○ 諮問
11 月 25 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 22 年 1 月 8 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 2 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
5 月 14 日 (第 96 回部会)	○ 審議
6 月 1 日 (第 97 回部会)	○ 審議
6 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 20 日 (第 98 回部会)	○ 審議
8 月 17 日 (第 99 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 22 年 9 月 16 日現在) (五十音順)